



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎軌道法に依る申請に對する處分

東 京 都

京成電氣軌道 電動客車設計の件

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は電動客車一〇輛を増備し輸送力の増加を圖らんとするものにして右は十月二十二日附監第二〇二〇號を以て五輛に限り内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

東京急行 電動貨車設計の件

東京急行電氣株式會社申請に係る標記の件は品川線屬電動貨車

一輛を一部改造し牽引車として玉川線の軌道保守用材料運搬の用に供せんとするものにして右は十月二十二日附監第二〇二五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

東京都 軌道工事方法變更並特別設計の件

東京都申請に係る標記の件は龜戸九丁目停留場を府縣道新設の爲移設せんとするものにして右は十月二十三日附監第二〇二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

東京都 軌道電氣工事方法變更の件

東京都申請に係る標記の件は早稻田變電所は曩に昭和十六年九月二十五日附監第三五八八號を以て認可を受け工事中なるも本變電所に豫備器として硝子製水銀整流器一基を増設し該施設の強化を計らんとするものにして右は十月三十日附監第二一八一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

東京都 手用制動機撤去の件

東京都申請に係る標記の件は電動客車中空氣制動機及電氣制動機を具備せる三四二輛の手用制動機を撤去し乗務員の操作能率を強化せんとするものにして右は十月二十六日附監第二〇八五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

京成電氣 軌道工事方法變更の件

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は柴又停留場の激増した爲一番線乗降場を三六米延長と共に擴築し三番線の曲線半徑を三六〇米に信號裝置及灌橋を一部變更し輸送力の圓滑を計らんとするものにして右は十月三十日附監第二一八二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東 京 都

神奈川縣

東京橫濱電鐵會社合併の件
京 濱 電 氣
小田急電鐵

東京橫濱電鐵株式會社外二社申請に係る標記の件は三社を合併し交通調整の目的に副はんとするものにして右は十月二十六日附監第二〇八四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京都市 電氣工事方法變更の件

京都市申請に係る標記の件は昭和十七年九月二十日附監第二八〇八號を以て認可を得たる百萬遍高野上開町間工事に對處せんため田中變電所に於ける豫備鐵槽水冷式水銀弧光整流器を硝子槽水銀整流器に變更し出力の増加を計らんとするものにして右は十月二十日附監第一九九七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京都市 軌道工事方法變更及假線敷設並特別設計の件

京都市申請に係る標記の件は鐵道省施行に係る大津京都間線路増設工事に伴ひ東海道線該跨線橋を五、九一一米延長増設すると共に假線を敷設せんとするものにして右は十月二十二日附監第二〇二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京 都 府

京阪電氣 停留場保安設備變更の件

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は一番線並に四番線

の留置線を使用すること殆どなき爲現在施設の儘にて特に認可を得んとするものにして右は十月三十日附監第二一七九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 高遠軌道工事方法變更の件

大阪府申請に係る標記の件は梅田停留場に於ける一號線及二號線の配線を各線路別に變更し一號線部分の假設備を本設計に變更せんとするものにして右は十月三十日附監第二一八四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 高遠軌道工事方法變更認可申請の件

大阪府申請に係る標記の件は昭和十六年十一月十日監第三九七〇號を以て認可をうけたる松通田端通間に於ける工事區間は隧道に近接平行して上水道主鐵管が敷設されを爲工事施工上大なる支障あるをもつて隧道中心位置を變更せんとするものにして右は十月三十日附監第二一八五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 軌道寫真引込線敷設並特別設計の件

大阪府申請に係る標記の件は生活必需品特に青果及鮮魚輸送の圓滑を圖る爲引込線を敷設せんとするものにして右は十月三十日

附監第二一四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 軌道起業目論見變更の件

大阪府申請に係る標記の件は貨物電車を運轉し生活必需品等物資輸送の圓滑を期せんとするものにして右は十月三十日附監第二一四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 軌道工事施行の件

大阪府申請に係る標記の件は昭和五年四月二十五日監第四二二四號を以て特許を得たる玉造今里線の工事を施行し市民の利便を計らんとするものにして右は十月三十日附監第二一四二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪府 軌道工事施行並特別設計の件

大阪府申請に係る標記の件は大正十五年三月八日監第三二九號を以て特許を得くる玉造森之宮線の工事を施行し市民の利便を計らんとするものにして右は十月三十日附監第二一四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市 車輛設計の件

神戸市申請に係る標記の件は昭和十二年十一月三十日監第四九

四六號を以て認可を得たる車輛と同一構造のボギー電動客車一三輛を増備し輸送力の擴充を圖らんとするものにして右は十月二十日附監第二〇〇一號を以て五輛に限り内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣 軌道假線敷設の件

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は昭和十八年六月二十六日監第一一五一號を以て認可を得たる武庫川線に對し神戸線よりの車輛入換のため假連絡線を設置せんとするものにして右は十月三十日附監第二一三八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣鐵道 電氣工事方法變更の件

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は國道線の二輛連結運轉に對處せんため野里大島兩變電所に於ける各廻轉變流機を大場及東口兩變電所の各一臺と更換し常用出力の増加を計らんとするものにして右は十月二十日附監第一九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣 軌道假設工事施行の件

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は昭和十八年六月二

十六日監第一一五一號を以て認可を得たる武庫川線の自動信號機及踏切警報機を假設備とし昭和二十年六月末日迄設置せんとするものにして右は十月三十日附監第二一三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市 電氣信號機設置の件

名古屋市申請に係る標記の件は築地口分岐點に於ける信號及轉轍操作方法を變更し車輛運轉の高全を期せんとするものにして右は十月二十日附監第二〇〇〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市 軌道假線工事認可の件

名古屋市申請に係る標記の件は昭和十七年三月二十日監第七三八號を以て認可を受けたる瑞穂町笠寺間軌道敷設工事を資材の關係に依り一時單線として敷設せんとするものにして右は十月三十日附監第二一八三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

静岡縣

駿豆鐵道 車輛設計の件

駿豆鐵道株式會社申請に係る標記の件は四輛電動客車一輛を既に認可の設計と同一設計に改造し車輛運轉の高全を企期せんとするものにして右は十月二十六日附監第二〇八三號を以て内務鐵道兩

大臣より認可ありたり。

静岡県

静岡電鐵 車輛設計變更の件

静岡電鐵株式會社申請に係る標記の件は静岡線所屬電動客車三輛を大修理し車輛運轉の萬全を期せんとするものにして、右は十月二十日附監第一九九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟電鐵 軌道工事方法書中記載事項變更の件

新潟電鐵株式會社申請に係る標記の件は電車線全互長に對し從來復電壓を使用し來りたるも之を單一電壓に統一變更し以て電壓系統及電氣設備を單純化せんとするものにして右は十月三十日附監第二一八〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋 鐵道電動客車設計變更の件

名古屋鐵道株式會社申請に係る標記の件は電動客車五輛に對し車内の座席を半減し混雜緩和を計らんとするものにして右は十月十八日附監第一九七〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

富山縣

富山地方鐵道 鐵道並軌道抵當權設定の件

富山地方鐵道株式會社申請に係る標記の件は陸上交通事業一元統合に要したる舊債及既定財團抵當借入金償還の爲日本興業銀行より六百五十萬圓を借入せんとするものにして右は十月二十五日附監第二〇三七號を以て内務鐵道遞信各大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣南電氣軌道 車輛増加の件

廣南電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は「ボギー」電動客車五輛を製作し輸送力の強化を圖らんとするものにして右は十月二十二日附監第二〇二一號を以て三輛に限り内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島電鐵 車輛設計變更の件

廣島電鐵株式會社申請に係る標記の件は昭和十三年三月七日附第一〇二五號を以て認可を得たる電動客車三〇輛の前照燈取付け位置を變更し車輛運輸の安全を期せんとするものにして右は十月二十六日附監第二〇六八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

X

X